

日本バプテスト連盟

憲法改悪を許さない

私たちの共同アクション

ニュースレター

2019年 2月 20日 No.53

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



国会を監視する

泉バプテスト教会 城倉 啓

通常国会の傍ら、2月10日自由民主党の党大会が行なわれました。党の運動方針の改悪についての表現は、昨年のもより一歩後退しました。しかし、党大会における安倍晋三総裁の発言は、いつも通り、改憲についての強い意欲を表明するものでした。

運動方針の文言については「左側」の公明党に配慮し、総裁演説については「右側」の自分の支持者（民間の右翼団体等）に配慮をした結果のことであろうと推測します。いずれも「選挙の年」にあたっての権力維持のための舵取りでしょう。第二次自公連立安倍政権の特徴は、選挙戦そのものと、選挙から選挙までの政権運営を、権力維持のために「蛇のように賢く」用いていることです。

そのような中、自由民主党は2月12日、党の「改憲4項目」のうち、「教育充実」に特化して議論するプロジェクトチームを立ち上げました。おさらいですが、改憲4項目とは、以下の4点です。①9条に自衛隊を明記する付け加え。②緊急事態条項の付け加え。③参議院議員に都道府県代表の意味合いも付け加え（合区解消）。④高等教育の無償化の付け加え。

この内の③については昨年公職選挙法の部分改正で参議院選挙制度を、自民党に都合よく変えたことで、ある程度達成されております。①は、公明党の反発も、また自党の中の石破茂元幹事長らの反発も強いものです。②は、まったくの新条文であるため合意形成にハードルが高いものですし、内容的にも世論の反発も強いことが予想されます。それに対して、日本維新の会は、④を自党の改憲案に含めて、すでに公表しています。

これらの事情を考え合わせて、④高等教育の無償化を憲法26条に付け加えるという改憲案が第一候補に躍り出たのでしょうか。日本維新の会をまず取り込んで、憲法審査会に共同で

高等教育無償化改憲原案を提起していく構えです。公明党については公明党の望むタイミングで賛同してくれば良いのでしょうか。

その一方で、国民民主党については憲法審査会の開催に賛成してくれば良いと考えています。このプロジェクトチームは、自由民主党の憲法改正推進本部の下ではなく、教育再生実行本部の下に置かれました。国民民主党から見て左側の諸野党の反発を和らげる目的です。先の臨時国会では、首相側近の下村博文・憲法改正推進本部長が、憲法審査会開催に反対する野党に対して、「野党は職場放棄」との暴言を吐きました。この発言によって、余計に野党の警戒心を強め、事実上一回も憲法審査会は開かれませんでした。審査会開催のためには国民民主党を巻き込む必要があります。

「首相や首相側近が旗を振ると改憲論議が進まない」というのは、第一次安倍政権でも起こった現象です。当時の民主党議員・枝野幸男から、「首相は究極の護憲派」と揶揄されたものです。第二次安倍政権は、第一次政権の反省に立っているのに、「権力を維持しながらのぎりぎりの暴走」に長けています。一歩下がって、教育再生実行本部に改憲案を委ねて、安倍色を薄めて国民民主党から憲法審査会の議論に巻き込もうという狙いでしょう。そして自由党は国民民主党と行動を共にするでしょう。

立憲民主党は、「高等教育の無償化は憲法改正を必要としない」として、反対姿勢を明確にしています。共産党、社会民主党も同じ立ち位置です。

仮にこの通常国会で改憲発議がなされるのならば、その内容は「高等教育の無償化」になる可能性が一番高いと予測できます。改憲4項目はそれぞれ独立した主題です。いずれにせよ、どれか一つに絞る必要が自民党にはあったのです。

「改元改憲」ならば4月22日から26日までの発議、6月30日の国民投票。その後ならば7月の参院選を経て、9月の臨時国会での発議、年明けの国民投票という日程があります。引き続き祈り心で、国会を見張り続けましょう。

メルマガ好評配信中。フェイスブック、ツイッターもよろしく。

憲法アクションのメルマガ登録は、お名前と教会名を添えて以下のアドレスにお申し込みください。毎月10日、25日に配信予定です。

申し込み先 jbc.kenpouaction@gmail.com

#Twitter 日本バプテスト連盟憲法アクション @kenpouaction

#Instagram 日本バプテスト連盟 憲法アクション @kenpouaction

#Facebook @kenpouaction Jbc

が始まりました。

去る、2019年2月9日（土）神を愛し、人を愛する ～天皇制と日米安保～
と題して日本バプテスト浦和キリスト教会を会場にシンポジウムが開催されました。

そこでパネリストが語られたことを諸教会の皆さまにニュースレターを通してお届けいたします。

主題についての解説

市川八幡キリスト教会 吉高 叶

日本は今とても危機的な状況にあります。それは例えば、明文改憲寸前であるということ、立憲主義が破壊されているということ、国民主権がないがしろにされているということ、沖縄基地建設が暴力的に民意を無視して行われているという実態、そして貧富の格差、ヘイトスピーチなどの排外主義が闊歩しているということです。

こういう日本の特徴の底辺に、あるいは真ん中に、いったい何が居座っているのか。それを凝視していくとき、そこには、「天皇制」という日本独特のナショナリズム、もう一つが「日米安保」という米国による戦略的な支配とそれに追従する体制というのがあります。

司会者が「タブー」とおっしゃいましたが、実はこの2つの事、「天皇制のことをあまり口にしない」ということと、「アメリカの関わりをあまり悪く言わない」という、それは教会の中にあつた「タブー」でもあります。

いま、私たちは、時代を理解し、これからの宣教を考えていく上でも、この2つの事に真っ直ぐ目を注いでいかなければならない時にきていると考えます。

戦後、日本を含む東アジアを規定してきた2つのレジーム（政治体制）があります。その1つが サンフランシスコ講和条約レジームです。もう一つが板門店レジーム、南北分断という朝鮮半島の現状です。

サンフランシスコ講和条約レジームというのはどういうことかと言いますと、日本が独立するために、そしてその独立に際して、アジアに対する賠償金を免除され、天皇制を維持するために、すでに沖縄戦でボロボロになっていた沖縄を米軍の基地として譲り渡したということです。

板門店レジームとは何かと言いますと、日本の侵略戦争の結果によって国土がボロボロになり、東西対決・冷戦にあつて「熱い前線」になり、そうした朝鮮半島を分断分状態にして、同一民族を引き裂いておいて、その対立をうまく利用して、日本は経済発展をしたということです。

この2つのレジームの中にほとんど今日の問題のすべてが凝縮されています。

沖縄辺野古新基地建設の問題もそうです。オスプレイが飛び回っているのもそうです。日米地位協定はまったく改善されることがないこと、普天間教会の保育園の屋根に落下物が落ちてくるのもそうです。

北朝鮮が孤立化に追い込まれ、バッシングを受けているという現状もそうです。日本の在日韓国・朝鮮人に対して激しくなっているヘイトスピーチもそうです。そして立憲主義が踏みつぶされ、国民主権がないがしろにされている現実もそうです。昨年話題になった慰安婦問題や徴用工賠償問題が再燃しているのもそうです。朝鮮半島の南北の当事者達が和解しようとしても、米朝関係の問題の方がむしろ情勢を左右してしまうという現状もそうです。放射能汚染を「アンダーコントロール」だと大嘘をついて誘致したオリンピックの問題もそうです。オリンピックを作っていくために、復興を後回しにし、放射能被害者達を捨て去って現在空騒ぎが行われているのです。

そして「日本は独特の美しい歴史を持つ天皇制をいただく神の国である」という歴史認識 かつてのあの戦争はアジアを米国外交から解放するためにしたという解放戦争であるという歴史観がまたそろ声高に叫ばれるようになり、天皇の即位問題、大嘗祭という政教分離原則に著しく抵触する状況が、これから訪れようとしているのです。

私たちは、辺野古に土砂を運び、大海原に土砂を流し込むブルドーザーに、天皇制を映しこむことができているでしょうか。あのブルドーザーにオリンピックを連想しているでしょうか。埋められていく大浦湾に、慰安婦の叫びや在日の苦悩を、放射能被害者達の翻弄させられている姿を映しこんでいるでしょうか。珊瑚やジュゴンだけではなく。

「戦後レジーム」というのは沖縄と朝鮮半島の人々に「戦争そのもの」の重荷を負わせてきたという体制です。その中で経済成長を謳歌し日本は元気になった。それももう過去の話ですが。しかしその中で「躍進」を遂げることができてきた日本バプテスト連盟の協力伝道があったことも一方の事実であります。

私たちはこれからの宣教、伝道、そして日本社会の中のキリスト者の役割ということを考える時に、天皇制と日米安保、この問題に目をそらしたままはや歩いていくことができないと思います。目をそらしてはいけません。「まなざしをまっすぐに」して、その歴史の事実に向け、歩んでいきたい、そのような祈りの中で今日の集会を開催しています。

「靖国神社問題特別委員会」パネリスト

東京北キリスト教会 細井 留美

東京北教会の細井留美です。よろしくお願いします。靖国問題特別委員会（以下ヤスクニ委員会）のメンバーになって2年目です。

私は、人間が絶対的な存在となって、人間を支配することに非常に警戒心があり、天皇制には強い危惧を抱いています。しかし、昨今、沖縄に気持ちを寄せたり、かの戦争に「深い反省」を表明する天皇をみていると、安倍政権よりもよっぽど天皇に共感してしまうことがあります。自分でも戸惑いを覚えることがありました。天皇に共感を覚える方は、教会にも案外いらっしゃるのではないかと思います。ヤスクニ委員会が発行した『私たちに何の関心が・・・天皇の代替わりを目の前にして』という冊子の「天皇は被災地などを巡って、良い人なのに、何が問題なの」という章を、ぜひ読んでいただけたらと思います。

私は、これを読んで、天皇が被災地などを訪問して人々を慰めることが、本来政治が解決しなければならない問題を曖昧にしてしまうということに気が付かされました。本当は、政府が、不安の中にある被災者の方々が安心できるように、環境や制度を整えなければならないのに、天皇が被災者を慰めることで、人々の不満が和らげられてしまい、政府の責任が追及されないまま終わるのです。ヤスクニ委員会では、これを天皇の祭司としてのなだめの行為、いやしの行為だと考えています。今後社会の中で格差が広がれば広がるほど、天皇のこのような役割が更に大きくなっていくかもしれません。しかし、それは問題のごまかしでしかなく、かえって、社会がより良く変わることの妨げになるでしょう。そもそも、被災地の訪問など公務と称して行われているものは、憲法で定められている「国事行為」とは違う、天皇が象徴天皇の働きとして造り出したものです。天皇のこのような働きが広がっていく時、私たちは知らず知らずのうちに、天皇を神とする宗教の復活をゆるすことになるのではないかと、いや、もうすでにそれをゆるしているのではないかと思います。

私は2017年度からヤスクニ委員会に加わりましたが、2016年8月に、天皇の生前退位の意向を示すビデオメッセージが放送され、2017年6月に退位特例法が定められたので、6月のヤスクニ委員会での話題は代替わり一色でした。「踐祚（せんそ）」だとか、「剣璽等承継の儀」だとかいう初めて聞く言葉に、頭の中が疑問符だらけになりました。今日は、この2年間で私なりに理解した、代替わりから見る天皇制の問題をお話しさせていただこうと思います。

そもそも天皇は、憲法の規定（第一章）によって、国事に関する事柄について自由に発言したり、行動することができません。従って、2016年8月のビデオメッセージは、憲法違反ですが、天皇の気持ちをおしはかって、退位特例法が成立しました。政権による忖度で

す。それによって、今年、代替わり（即位）の一連の儀式が行われますが、即位の儀式も、憲法違反です。代表的な儀式を資料に載せましたが、一つ一つが皇室神道に則った儀式です。そのような宗教的な行事を、「国事行為」として行うことは、憲法 20 条信教の自由の第 3 項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」という政教分離の原則に違反します。中でも 11 月に行われる大嘗祭は、即位に不可欠な儀式で、天皇が神になる儀式です。さすがにこれは、「国事行為」ではなく「皇室行事」として行われますが、「皇室の公的な行事」として、費用を国費から支出します。このことは、憲法 89 条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益若しくは維持のため、（中略）これを支出し、またはその利用に供してはならない」に違反しています。

しかも、憲法違反は、即位の時にだけ起こる問題ではなく、平素から天皇は皇室神道の祭儀を行っており、そのような天皇が日本の象徴として国費によって立てられていること、すなわち、国の管理の下に天皇家の宗教施設があって、そこで宗教儀礼が行われているということは、憲法の定める「政教分離」が原理的に成り立っていないことを意味します。

また、即位の儀式の中に、即位礼正殿の儀というのがあります。この儀式は、新天皇が高御座（たかみくら）に立って即位を宣言し、臣下の祝意を受けるという意味を持つものです。高御座については、2つの解釈が可能です。ひとつは、「神が立つ座」、もう一つは、支配者である「王が立つ座」です。神の座であるとすれば、憲法の「政教分離」と矛盾しますし、王座であるとすれば「国民主権」と矛盾します。また、前回の即位礼正殿の儀においては、当時の海部首相が一段下の場所から天皇を見上げて万歳を唱えましたが、このことも、「国民主権」とは相いれないことでしょう。あるべき「即位式」について、教団岩見沢教会の牧師で靖国・天皇制問題情報センター運営委員の佐藤幹雄さんが、北海道の集会で、こう話されています。主権者は天皇ではなく、国民であり、天皇の働きは憲法で規定されているのだから、天皇の即位式は、天皇が「この憲法に従って国事行為をいたします」と、主権者である国民に誓うものでなければおかしい。そのとおりだと思います。

私にとって、代替わりを通して見えてくる天皇制の問題は、憲法にある数々の矛盾です。最後に憲法第一章の第一条を読みます「天皇は、日本国の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」。「天皇の地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」とありますが、国民の総意をどう決めるのか、その方法が定められていないので、実質、国民は天皇制を押し付けられているのではないのでしょうか。憲法前文で、「国民主権」を宣言しながら、1 条で「国民主権」が崩れる。非常に大きな矛盾だと思います。

「ホームレス支援特別委員会」パネリスト

日本バプテスト 浦和キリスト教会 中嶋名津子

1. 憲法の前文に現された「悔い改め」【前文比較、最高法規の変更】

かつての戦争で、国の政策によって多くの人が命を奪われました。そのことを心から悔い、二度とそのようなことがあってはならない、国民が、政治をつかさどるひとたちに、このことを肝に銘じなさいと命じている、これがいまの憲法だと理解しています。食べるものがないこと、家がないこと、助けてほしいといえるつながりがないこと、その恐怖を想像します。戦争で国民はこの「恐怖」をいやというほど経験しました。だからこそ、国民は今の憲法を心から喜び大切にしてきたのです。

一方、改憲案は、かつての戦争での国の責任に何も触れていません。悔い改めは感じられません。「日本国民は、国と郷土を、誇りと気概を持って自ら守り・・・」に改憲案の「思想」が現れていると思います。「国の悔い改め」から「国民の努力」を求める憲法に、国民が国に命じるベクトルから、国が国民に命じる（求める）ベクトルに変わります。「天皇または摂政^{せつしょう}」がはずされました。（最高法規の変更）書いていないというのはこわいです。どんな位置づけなのかわかりません。

改憲案には「我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており」という文言がありますが「もう戦後とは違う。発展したわが国には悔い改めなどというネガティブなものではなく、未来に向かう新しい憲法が必要だ」ということなのかもしれません。けれども、「発展」したこの国で7人に1人の子どもが貧困に陥っています。ひとり親世帯の貧困率は半数を超えています。「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という現憲法は、日本に暮らす者はもちろん、世界の人たちが安心できる言葉です。この理想の実現のために努力することこそが、真に世界で信頼される国になっていけるのではないのでしょうか。

2. 現憲法の目的は個人の尊重や基本的人権【第11条比較、第97条削除】

享有とは「生まれながらにして持っている」ということです。現憲法ではそれが「妨げられない」としています。また、将来にわたって、という普遍性を明記しています。

改憲案では97条がそっくり削除されます。「人権に関する思想の、もっとも重要な項目。しかも、これから生まれてくる人たちに対しても侵してはならない、と普遍的な意味を込めている。そもそも、現憲法では、基本的人権を制限するような改正をさせないという意思が現れていた。しかし、それをばっさり切り捨てることによって、人権に関する思想の根本が変更されたということであり、将来は、さらに人権を制限することを想定していると思われる

る。」(憲法改悪を許さない私たちの共同アクション 自民党改憲草案と現憲法対照表)

国が何を大切にしていくか、ということは憲法に反映されます。「この条文は、憲法が、わが国においては、個人の尊重や基本的人権が目的であり、国家はその手段であることを再確認している条文であるといえます」(なか 2656 の法務ブログ)

3. 健康で文化的な最低限度の生活【第25条比較】

この条文はあまり変わる感じがしないのですが、微妙に変わっています。「国民生活」という言葉が追加になりました。これは外国人、永住外国人の生活保護を制限することに利用される恐れがあるそうです。(資料参照)

昨年のホームレス支援特別委員会では、奥田知志先生の、参議院厚生労働委員会での発表資料を基に学びました。「抱樸」の活動の特徴は「制度外」ということだと。「この国の制度は高い専門性を保持しているが、人以上に制度が優先されているように思えることがある。北海道のそしあるホーム火災では、『無届施設』ということが話題になったが、いろんな年代の困窮者を受け入れる柔軟性を失わないためには、老人介護施設のような一定の条件を満たす人しか受け入れることができない施設への届を敢えてしなかったということだった。

「抱樸」の多岐にわたる働きを知るにつけ、ひとりのひとが「健康で文化的な生活」をするためにはいろんな側面でのサポートが必要なのだと教えられます。「ガンバの会」ではおにぎりくぱりからはじまって、自立支援、アパート入居、就労支援、介護施設、そしてついにお墓を作るところまでいきました。「制度」よりも「人」を優先してきた結果です。

4. 出会いによって教えられること

浦和教会にはいま、かつて野宿生活の経験がある方で、生活保護を受給しておられる方が複数人集わっていますが、そのきっかけは「相談会」と言う場を作ったことです。たいしたことはできていません。ただ、教会にお腹がすいた、といてこられるかたに、食事や着るものを提供したい、ということから、この場を設け、そこからつながりができていきました。お金の管理がうまくいかない、どうしたらいいか、当事者と一緒に考えます。ここはケースワーカーに相談しようよとか。「ここを工夫してがんばってみよう」と考えあえる関係をいただいていること、教会の幸いだと思っています。彼らと話をしていると、生活困窮者支援のために、いろいろな制度が作られていることを知ります。さらに話していくと、制度では網羅できない課題があることにも気づきます。上記で述べたことです。その課題を克服するのに、現憲法を改正することで効果があるのでしょうか。人間の「気概」に頼るのではなく、「家族」という単位に押しこめるのではなく、互いを人として尊敬し、重んじる精神を大切に作る共同体になっていけるように、現憲法が大切にしている精神を学び、そこから何が変えられようとしているのか、変わることで何が起こってくるのか、今生きている私たちのことだけでなく、将来の人たちのことまで考えられているか、をよく見ていきたいと思います。